

特別養護老人ホーム「あさひ園」

指定介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人旭会が開設する特別養護老人ホーム「あさひ園」指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を管理するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が要支援状態にある高齢者に対して、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の管理者や職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護及びその他の日常生活上の世話、機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームあさひ園
- (2) 所在地 千葉県四街道市山梨 1488-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 施設長 1名（常勤1名特養兼務）
事業所職員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 医師 2名（特養兼務）
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上（特養兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 看護職員 3名以上（常勤換算方法で特養兼務）
利用者の保健衛生及び看護業務を行う。
- (5) 介護職員 24名以上（常勤換算方法で特養兼務）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名（特養兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導、栄養ケアマネジメント業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員兼務・特養兼務）

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 事務職員 2名以上（特養兼務）
必要な事務を行う。

(9) 調理員 7名以上（委託会社社員・特養兼務）
食事の調理を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護を含めて8名とする。

2 空床利用型特別養護老人ホームの定員80名以内とする。

(介護予防短期入所生活介護事業の内容)

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活が充実するよう適切な技術をもって行う。

- (1) 1週間に2回の入浴、又は清拭を行う。
- (3) 心身の状況に応じた適切な方法による排泄援助を行う。
- (4) おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に交換する。
- (5) 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (6) 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- (7) 利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護は受けさせない。

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。
食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食7時30分
- (2) 昼食12時00分
- (3) 夕食18時00分

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、

当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

但し、一定以上所得のある方は2割又は3割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と厚生労働大臣が定める基準により算出した費用との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用は1日あたり1,445円とする。ただし利用者が保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け、事業所に提示した場合には提示の日の属する月の初日から当該認定証に記載されている食事の負担限度額とする。

(2) 滞在費を算定する居室は多床室とし、居住に要する多床室の費用(光熱水費・室料)は、1日あたり855円とする。ただし利用者が保険者より介護保険負担限度額認定証の交付を受け事業所に提示した場合には提示したその日の属する日の初日から当該認定証に記載されている滞在費の負担限度額とする。

(3) 理美容代

(4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のなかで利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 事業所は、介護保険法関係法令の改正等ならびに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用料を変更することができる。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、四街道市、佐倉市、八千代市、八街市及び千葉市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、管理者・医師・看護職員及び介護職員等事業所職員の指導による日課を履行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の使用法に従って使用するものとし、これに反して使用したことにより生じた損害は利用者が賠償するものとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第14条 施設長又は防火管理者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年3回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努

めるものとする。

(虐待防止に向けた体制等)

第15条 事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、生活相談員は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 事業所は、虐待防止委員会を設置し、その責任者は、生活相談員とする。
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通知、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には生活相談員は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制等を掲示する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第18条 介護予防短期入所生活介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

- 2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を

定期的に実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(苦情処理)

第19条 提供した介護予防指定短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する介護予防指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに必要な処理を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。なお、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に明記する。

3 サービスの提供に当たっては、入所者及び他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わないこととする。なお、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間及び緊急やむを得ない理由等を「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に記録するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人旭会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年1月18日から施行する。

この規程は、平成23年9月26日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(介護報酬改定に伴う滞在費の変更)

この規程は、平成27年8月1日から施行する。(介護報酬改定に伴う変更)

この規程は、令和1年10月1日から施行する。(介護保険法及び介護報酬改定に伴う変更)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

